

ベトナムで PPP（官民パートナーシップ）投資法が成立

2020 年 7 月 5 日

One Asia Lawyers ベトナム事務所

1 はじめに

ベトナム国会は 6 月 18 日、「官民連携方式（PPP）による投資法案」¹（以下、「PPP 法」または「本法」といいます。）を可決しました。

本法は 2021 年 1 月 1 日に発効する予定ですが、本稿を執筆している 7 月 5 日時点では、まだ、成立した法律の全文が一般公開されていないため、本ニュースレターでは、まず、ベトナムにおける旧来の PPP 関連法規を俯瞰的に整理しつつ、入手しうる PPP 法草案²と、地元紙等で報じられている成立した法律の主なポイントを見ていきたいと思ひます。

2 PPP にかかるベトナムの過去の法規

ベトナムの法制度上で「PPP」という文言が登場するのは今から 10 年前の 2010 年のことで、このときは、あくまで、試験的な PPP プロジェクトに対して試験的に適用する規則という位置づけでした³。

その後、2015 年に政令化され、2018 年に政令が全面改正されるなどして少しずつ法令の内容拡充が図られ、今回法律化されました。法律化されたということは、つまり、ベトナムでこの 10 年のあいだに、PPP 事業がより重要性を増したともいえると思ひます。

3 過去の法令の比較

主なポイントだけに絞ってみても、過去の法令を比較すると、定義や対象、国の出資比率などの規定がかなり変化していることがわかります。

PPP 事業の対象として、2015 年、2018 年政令では国家機関庁舎の整備や農業などまで網羅していたものの、今回法律化されるにあたっては、対象が 2010 年の試験的規則程度にまで整理されたことなども、興味深い点かと思ひます。次の通り、過去の PPP 関連法令の変遷内容を共有致します。

¹ ベトナム語は「Luật Đầu tư theo phương thức đối tác công tư（PPP）」

² 第 7 次草案 <http://duthaonline.quochoi.vn/Pages/dsduthao/chitietduthao.aspx?id=1618>

³ その前は BTO、BOT などの契約類型に特化した法令があるだけだった。

【PPP 関連法令の概要比較】

	試験的規則 (71/2010/QD-TTg)	2015 年政令 (15/2015/ND-CP)	2018 年政令 (63/2018/ND-CP)	2020 年 PPP 法 (草案・報道ベース)
制定年 施行年	2010 年 11 月 9 日 2011 年 1 月 15 日	2015 年 2 月 14 日 2015 年 4 月 10 日	2018 年 5 月 4 日 2018 年 6 月 19 日	2020 年 6 月 18 日 2021 年 1 月 1 日
「PPP 方式の投資」の定義	プロジェクト契約に基づき、国と投資家が連携してインフラ開発、公共サービス提供事業を実施すること (第 2 条 1 項)	インフラ、公共サービス提供プロジェクトの実現、管理、運営を行うための、所管国家机关と投資家、プロジェクト企業とで締結される契約に基づき実現される投資形式 (第 3 条 1 項)	インフラ施設の建設、改造、運営、経営、管理、公共サービスを提供するために、所管国家机关、投資家、プロジェクト企業とで交わされるプロジェクト契約に基づき実現される投資形式 (第 3 条 1 項)	インフラ施設・システムの建設、国家に提供責任のある公共サービス・商品を提供する投資家に参加する民間投資家を誘致することを目的とした、PPP プロジェクト契約の締結と履行による、国家と民間投資家の有期限の協力によって実現される投資方式 (第 3 条 1 項)
対象	1 道路、橋梁、トンネル、フェリー乗り場 2 鉄道、鉄道橋梁、鉄道トンネル 3 都市交通 4 空港、海港、河港 5 上水道 6 発電所 7 医療（病院） 8 環境（廃棄物処理工場） 9 首相が決定するその他のインフラ開発、公共サービス提供事業 (第 4 条)	a) 交通運輸インフラ施設・関連サービス b) 照明システム、上水道供給システム、排水システム、下水・廃棄物の回収・処理システム、社会住宅、再定住住宅、墓地 c) 発電所、送電線 d) 医療、教育、訓練、職業訓練、文化、スポーツインフラ施設および関連サービス、国家机关の庁舎 d) 商業、科学技術、水文・気象、経済区、工業団地、ハイテクパーク、集中 IT 区インフラ、IT 応用 e) 農業・農村インフラおよび農業商品の加工・消費を伴う生産連携開発サービス	a) 交通運輸 b) 発電所、送電線 c) 公共照明システム、上水道システム、排水システム、下水・廃棄物の回収・処理システム、公園、自動車・車両・機械設備の駐車場・置き場、墓地 d) 国家机关庁舎、公務用住宅、社会住宅、再定住住宅 d) 医療、教育・育成・職業訓練、文化、スポーツ、観光、科学技術・水文・気象、IT 応用 e) 商業インフラ、都市区・経済区・工業団地・産業クラスター・集中 IT 区インフラ、ハイテクインフラ、インキュベーション施設、	a) 交通 b) 送電網・発電所 c) 利水、上水道、下水道、下水処理、廃棄物処理、 d) 医療、教育・訓練 d) IT インフラ (第 4 条 1 項)



		g) 首相が決定するその他の分野 (第4条)	技術施設、中小企業を支援するコワーキングエリア g) 農業・農村開発、農業商品の加工・消費を伴う生産連携開発サービス h) 首相が決定するその他の分野 (第4条)	
PPP事業として認められる投資額	規定無し	200億 VND 以上 (第15条1項d) (公共投資法の規定に基づき、国家重要、A、B、Cグループ分類)	規定無し (公共投資法の規定に基づき、国家重要、A、B、Cグループ分類)	2,000億 VND 以上 (医療、教育・訓練は1,000億 VND 以上) (第4条2項a,b)
国の参加比率	投資総額の30%まで (第9条2項)	規定無し	規定無し	投資総額の50%まで (第71条2項)
主な契約類型	プロジェクト契約 (類型の定め無し) (第2条)	BOT(建設・運営・移転) BTO(建設・移転・運営) BT(建設・移転) BOO(建設・所有・運営) BTL(建設・移転・リース) BLT(建設・リース・移転) O&M(運営・保守) (第3条)	BOT BTO BT BOO BTL BLT O&M 上記の組み合わせ (第3条)	BOT BTO BOO O&M BTL BLT 上記の組み合わせ (第3条)

投資優遇	プロジェクト企業：法人税優遇 プロジェクト用の輸出品：関税優遇 プロジェクト企業：土地使用料/賃貸料の免除 (第 41 条)	投資家、プロジェクト企業：法人税優遇 プロジェクト用の輸出品：関税優遇 投資家、プロジェクト企業：土地使用料/賃貸料の減免 投資家、プロジェクト企業：その他法定の優遇 (第 55 条)	投資家、プロジェクト企業：法人税優遇 プロジェクト用の輸出品：関税優遇 投資家、プロジェクト企業：土地使用料/賃貸料の減免 投資家、プロジェクト企業：その他法定の優遇 (第 59 条)	投資家、プロジェクト企業：土地使用料、土地賃貸等に関する優遇、および税や土地、投資、その他関連法で定めるその他の優遇 (第 81 条)
------	---	--	--	--

4 2020 年 PPP 法による主な改正点

10 年の歳月を経て法律化された本法ですが、冒頭にも触れたように報道ベースではありますが、主な改正点としては、投資対象が大きく整理されたこと、契約類型として BT 方式が削除されたこと、PPP 事業の収入が想定を 25% 下回った場合に政府側取り分を減らす（25% 増加した場合は政府側取り分を増やす）保証制度が盛り込まれたことなどが挙げられます。

本法については、法律全文が一般公開された段階にて、改めて詳しくアップデートします。

◆One Asia Lawyers◆

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

ベトナム事務所メンバーは、常駐日本人弁護士と法律実務に精通した専門家を含む合計 22 人で構成されています。

日本および ASEAN 及び南アジア各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国および南アジア各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

fubito.yamamoto@oneasia.legal

ryo.matsutani@oneasia.legal